

重層事業一覧

【法定事業】

事業名	区該当事業	社会福祉法の事業根拠 (重層の位置づけ)	内容	相談窓口設置数 又は配置人数	所管課 (委託を含む)
I 包括的 相談 支援 事業	高齢者あんしん相談センター	法106条の4第2項 第1号イ	高齢者の皆さんが、いつまでも住みなれた地域で安心して生活を続けられるように介護・福祉・健康・医療など、様々な面から支援を行います。	8か所	高齢福祉課
	障害者基幹相談支援センター	法106条の4第2項 第1号ロ	障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種類や年齢にかかわらず、各種相談や情報提供などの支援を行います。	1か所	障害福祉課
	利用者支援事業	法106条の4第2項 第1号ハ	すべての妊産婦・子ども・その家庭を対象に、母子保健や育児に関する様々な相談に応じるとともに、子ども等に関する相談全般や、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	3か所	保健サービスセンター 子ども家庭支援センター
	自立相談支援事業	法106条の4第2項 第1号ニ	生活困窮者が抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を作成し、これに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を行います。	1か所	生活福祉課
II 多 機 関 協 働 事	多機関協働事業	法106条の4第2項 第5号、6号	分野横断的に多機関が連携した会議体を運営します。支援会議では、地域において関係機関がそれぞれ把握していないながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層の支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。	—	福祉政策課
III 通 じ ア ン タ ウ セ リ 的 支 援 等 を	各支援機関による支援	法106条の4第2項 第4号	区役所に来所することができないが、支援を必要とする人にアウトリーチ活動等支援を継続的に行い、適切な包括的相談支援、参加支援を実施します。多機関協働事業を通じ、相談者に抱える課題に最も関係の深い支援機関が中心となり、プランを作成し、支援を行います。	—	高齢福祉課 障害福祉課 保健サービスセンター 子ども家庭支援センター 生活福祉課 福祉政策課 予防対策課 社会福祉協議会
IV 参 加 支 援 事 業	各支援機関による支援	法106条の4第2項 第2号	既存のコミュニティに加え、新たに発掘・整備された地域の社会資源を最大限に活用し、支援を必要とする人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで、社会とのつながりを回復できるよう支援します。多機関協働事業を通じ、相談者に抱える課題に最も関係の深い支援機関が中心となり、プランを作成し、支援を行います。	—	高齢福祉課 障害福祉課 保健サービスセンター 子ども家庭支援センター 生活福祉課 福祉政策課 予防対策課 教育センター 社会福祉協議会
	ひきこもり地域共生サポート事業		ひきこもり支援において、当事者自らが相談に来られない場合でも支援を届けることができるアウトリーチ支援は不可欠です。地域のひきこもり支援に関心のある人が、安心してアウトリーチ支援に継続的に関わることができる仕組みを作り、ひきこもり当事者と関わる人を広げていくことで、地域共生社会の実現を目指します。	1か所	生活福祉課
V 地 域 づ く り 事 業	地域介護予防活動支援事業（かよひ〜の）	法106条の4第2項 第3号イ	おおよね65歳以上の高齢者が、介護予防のための体操等を行いながら、住民同士の助け合いや支え合い活動を積極的に進めています。	38か所	高齢福祉課 社会福祉協議会
	生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）	法106条の4第2項 第3号ロ	制度の狭間にある課題や複雑な課題に対し、様々なネットワークを活かして個人への支援を行います。また、地域の中で住民が行う活動の仕組みづくりなどを支援するという役割も担います。	10人※	高齢福祉課 社会福祉協議会
	地域活動支援センター	法106条の4第2項 第3号ハ	障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活ができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行います。	6か所	障害福祉課 予防対策課
	地域子育て支援拠点事業	法106条の4第2項 第3号ニ	保護者と乳幼児が一緒に遊べる利用無料の施設です。利用者同士での交流やスタッフへの子育て相談ができ、親子で安心して過ごせます。	9か所	子育て支援課 幼児保育課 児童青少年課
	生活困窮者の共助の基盤づくり事業（地域福祉コーディネーター）	法106条の4第2項 第3号柱書	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。	10人※	福祉政策課 社会福祉協議会

※兼務

【連携事業】

区独自の相談支援、地域づくり等の取り組み	ヤングケアラー支援推進事業、文京区版ひきこもり総合対策、女性のほほえみ支援ネットワーク事業、民生委員・児童委員による相談支援、権利擁護支援、在宅医療・介護連携推進事業、自殺対策の取り組み、子どもの発達や教育に関する相談等
文京区社会福祉協議会の取り組み	住民による地域活動の運営支援（ふれあいいきいきサロン・サロンぶらさ・多機能な居場所「つどい〜の」・子ども食堂など）、住民参加型福祉事業の実施（みまもり訪問事業、いきいきサポート、ファミリー・サポート・センター事業など）、ボランティア・市民活動の推進、地域連携ステーション「ファミコム」運営、文京ユアストーリー、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用支援など相談支援の充実、成年後見制度中核機関、地域の子育てサポート連絡会～円卓会議など関係機関の連携推進等
文京区児童相談所の取り組み	児童の相談に関すること、調査・社会診断・医学診断及び指導に関すること、児童福祉施設等への措置及び家庭指導等に関すること、里親に関すること、愛の手帳（療育手帳）及び特別児童扶養手当の判定に関すること、一時保護の実施に関すること等